（令和5年10月1日郵便料金改定に対応）

予納郵便切手一覧表（債権執行）

東京地方裁判所民事第21部債権執行係

申立て種類		予納郵便切手											備考
		500円	100円	84円	50円	20円	10円	5円	2円	1円	合計	うち申立書に執行費用として計上できる額	
①	債権・その他財産権差押命令	5 枚	7 枚	5 枚	4 枚	5 枚	5 枚	3 枚	5 枚	5 枚	4，000円	陳述催告あるとき 3，196円 陳述催告ないとき 2，586円	
債務者1名増えるごとの加算基準		2 枚	2 枚	1 枚	1 枚		1 枚	1 枚	2 枚		1，353円	1，204円	
第三債務者1名増えるごとの加算基準（陳述催告あり）		3 枚	3 枚	2 枚	2 枚	2 枚	2 枚	2 枚	2 枚		2，142円	1，814円	第三債務者は、送達先ごとに1名として計算する。
第三債務者1名増えるごとの加算基準（陳述催告なし）		2 枚	2 枚	1 枚	1 枚		1 枚	1 枚	2 枚		1，353円	1，204円	同　上
②	転付命令（差押命令発令後に申し立てる場合）	4 枚	4 枚	1 枚			1 枚		4 枚		2，502円		当事者1名増すごとに上記債務者1名増えるごとの加算基準を適用する。
③	売却命令 譲渡命令	8 枚	10 枚	5 枚	5 枚	10 枚	5 枚	5 枚	10 枚	5 枚	5，970円		
④	執行異議	8 枚	4 枚	4 枚		5 枚	5 枚		3 枚	8 枚	4，900円	※収入印紙 500円	当事者1名増すごとに500円×4枚、100円×3枚、84円×2枚、20円×3枚、10円×6枚、2円×4枚、1円×4枚（合計2,600円分）を1組追加
⑤	執行抗告											※収入印紙 1000円	

（注）重量超過や速達等利用の場合には、切手の追納が必要となることがあります。